

令和元年 6 月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和元年 7 月 1 日

令和元年6月伊那市議会定例会議員提出議案目次

議員提出議案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	4
議員提出議案第2号	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について	7
議員提出議案第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について	9
議員提出議案第4号	新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出について	11

議員提出議案第 1 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び関係機関に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和元年 7 月 1 日提出

伊那市議会議員 唐 澤 稔

〃 野 口 輝 雄

〃 三 澤 俊 明

〃 宮 島 良 夫

〃 飯 島 光 豊

〃 柴 満 喜 夫

〃 飯 島 尚 幸

(提案理由)

口頭にて説明

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で
の医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大す
る中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、
大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面していま
す。

これらの新たな政策課題への対応と細やかな公的サービスの提供のためには、
人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

2019年度の地方財政計画では一般財政総額が過去最高水準となりましたが、
保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関
連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・
強化が必要です。

以上のことから、2020年度の地方財政の安定確保に向けて、下記事項が実
現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額を確保すること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するため社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。特に、保育の無償化に伴う地方負担分の財政確保を確実に図ること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」については、廃止・縮小を含め、慎重に検討すること。
- 4 「まち・ひと・しごと創生」については、引き続き十分な財源を確保すること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。

- 7 地域間の財源偏在性の是正のため、国税から地方税への税源移譲を進めるとともに、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証すること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化を図るとともに、地方交付税原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税に対する法定率の引き上げを検討すること。
- 9 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年 7月 1日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第2号

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和元年7月1日提出

伊那市議会議員 唐澤 稔

〃 野口 輝雄

〃 三澤 俊明

〃 宮島 良夫

〃 飯島 光豊

〃 柴満 喜夫

〃 飯島 尚幸

(提案理由)

口頭にて説明

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

長野県では2013年に30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年が35人学級となりましたが、義務教育標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、必要な専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残されています。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推進するために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年 7月 1日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第3号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和元年7月1日提出

伊那市議会議員 唐澤 稔

〃 野口 輝雄

〃 三澤 俊明

〃 宮島 良夫

〃 飯島 光豊

〃 柴満 喜夫

〃 飯島 尚幸

(提案理由)

口頭にて説明

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきました。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。

また、平成18年の「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念されます。

以上のことから、2020年度予算編成においては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上、及び地方財政の安定を図るため、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年 7月 1日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第4号

新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び関係機関に対し、新たな過疎対策法の制定を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和元年7月1日提出

伊那市議会議員 唐澤 稔

〃 唐澤 千明

〃 飯島 光豊

〃 宮島 良夫

〃 前田 久子

(提案理由)

口頭にて説明

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など大きな役割を果たしています。しかしながら、近年急速に進む人口減少、少子・高齢化等により、集落が消滅の危機に瀕し、国土保全の観点からも極めて深刻な状況に直面しています。

過疎対策については、これまで、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、一定の成果を上げてきました。過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、総合的かつ積極的な支援を充実・強化することが必要となります。

以上のことから、令和3年3月末をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に続く新たな過疎対策法を制定し、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 新たな過疎対策法の制定にあたっては、特に、現行法第33条第2項の規定により過疎地域の指定を受けている区域についても引き続き適用すること。
- 2 過疎対策事業債については必要額を確保し、地域の実情に合わせた要件緩和や弾力的運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年7月1日

伊 那 市 議 会